

福島県の水産業の復旧・復興に向けて

水産庁

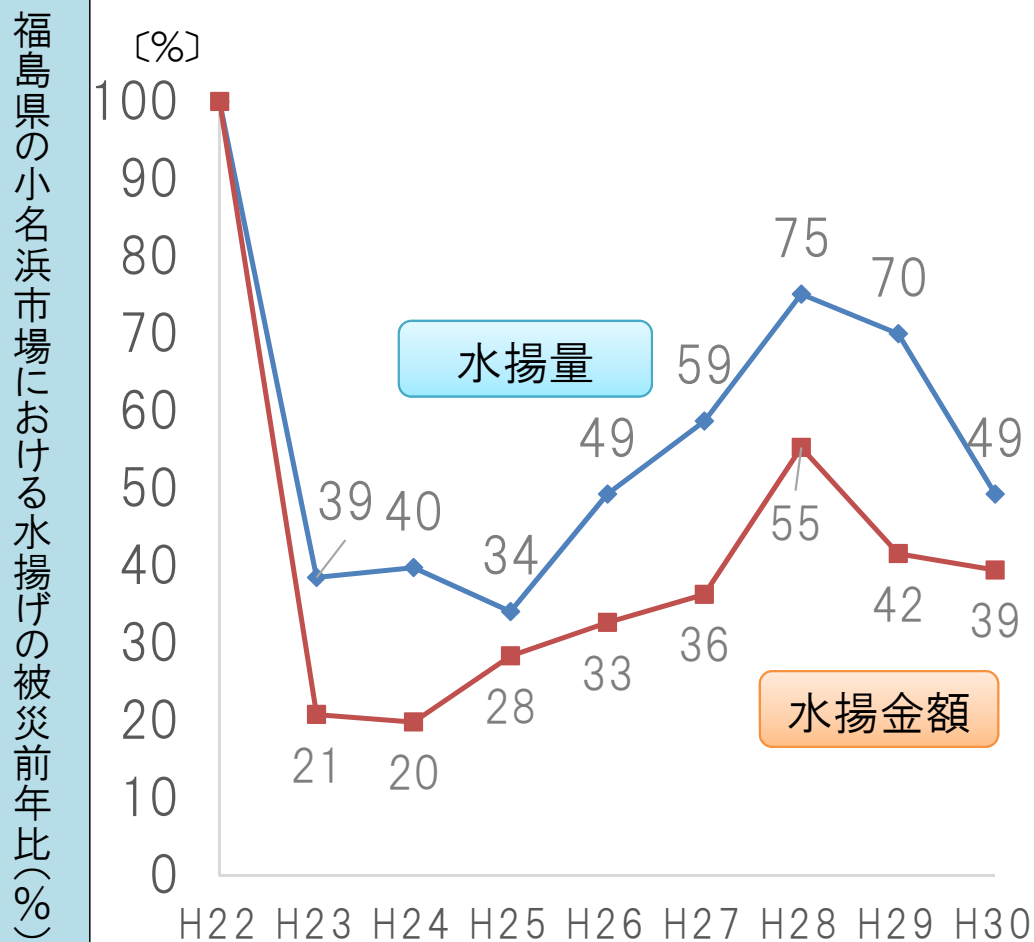
目 次

1. 東日本大震災からの復旧・復興状況
2. 漁港、漁港海岸の復旧について
3. 漁業再開に向けた取組
4. 水産物の放射性物質調査及び風評被害対策について
5. 水産加工業の復旧・復興について
6. 今後の対応

1. 東日本大震災からの復旧・復興状況

1 主要な魚市場における水揚げ

・震災前年比で水揚げ金額39%、水揚げ量49%にとどまっている。

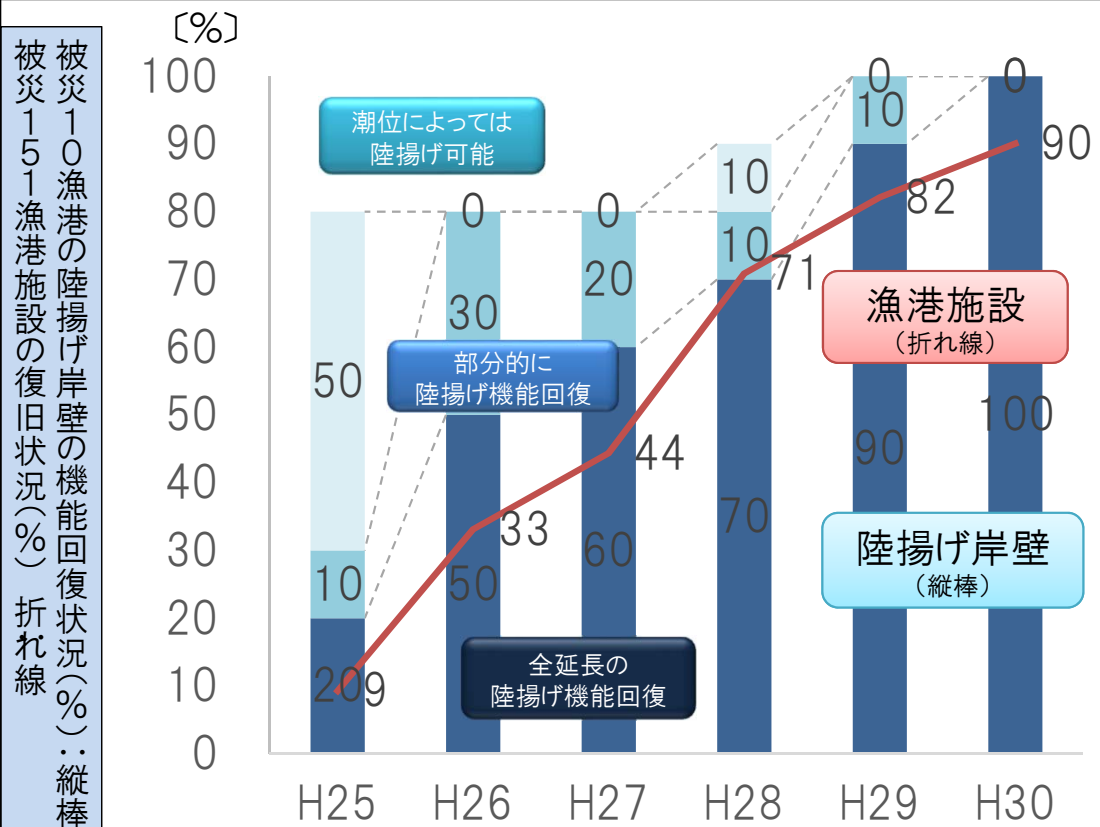


	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
水揚げ金額 (億円)	17.8	3.7	3.5	5.1	5.8	6.5	9.8	7.4	7.0
水揚げ量 (千t)	10.9	4.2	4.3	3.7	5.4	6.4	8.2	6.9	5.4

※H22年は22年3月～23年2月、その他の年は2月～翌年1月。
※小名浜市場の値。

2 漁港

・被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復。



陸揚げ岸壁について	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全延長の陸揚げ機能回復(漁港)	2	5	6	7	9	10
部分的に陸揚げ機能回復(漁港)	1	3	2	1	1	0
潮位によっては陸揚げ可能(漁港)	5	0	0	1	0	0
復旧が完了した漁港施設(施設)	14	50	67	107	124	136

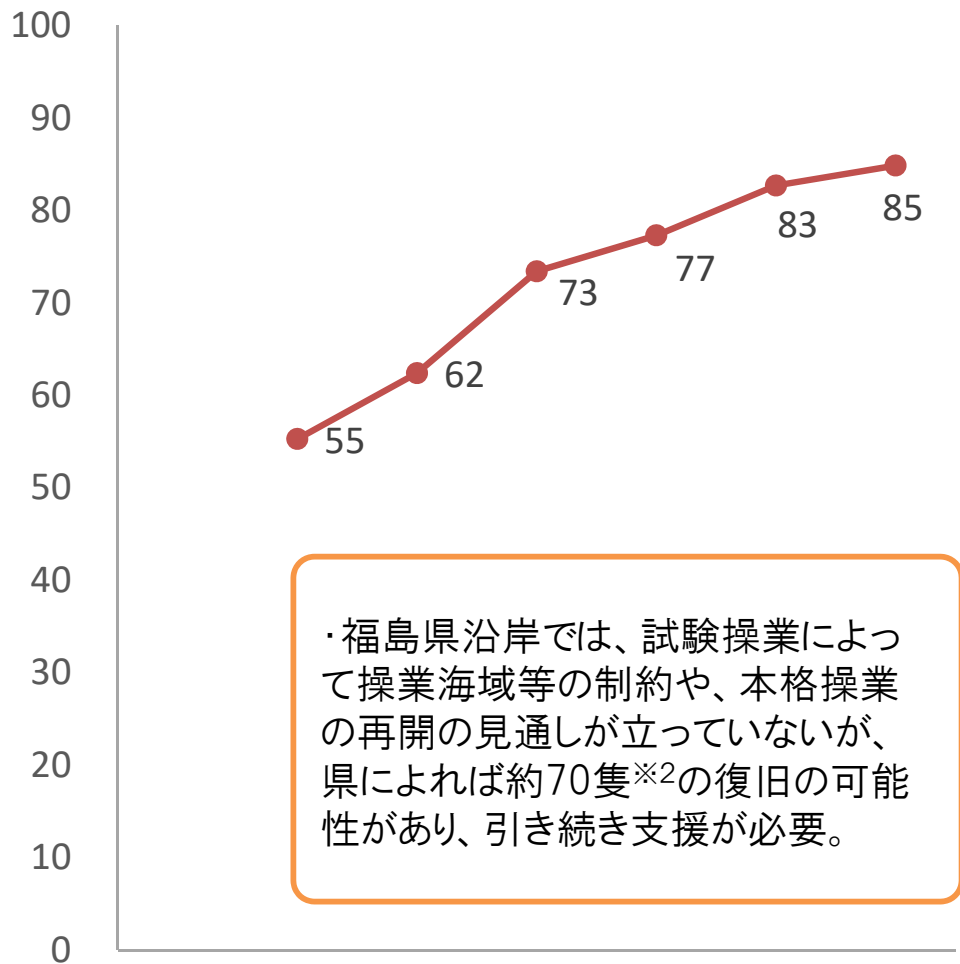
※漁港施設とは、岸壁、防波堤、泊地、道路等をいう。 ※各年の状況は3月末時点。

1. 東日本大震災からの復旧・復興状況

3 漁船

・漁船復旧を希望する被災漁業者に対し、8割以上が復旧。

（む）漁船873隻が被災。復旧を希望する（可能性含む）被災漁業者（463隻）に対する復旧状況（%）



・福島県沿岸では、試験操業によって操業海域等の制約や、本格操業の再開の見通しが立っていないが、県によれば約70隻※2の復旧の可能性があり、引き続き支援が必要。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
復旧件数※1	-	256	289	340	358	383	393

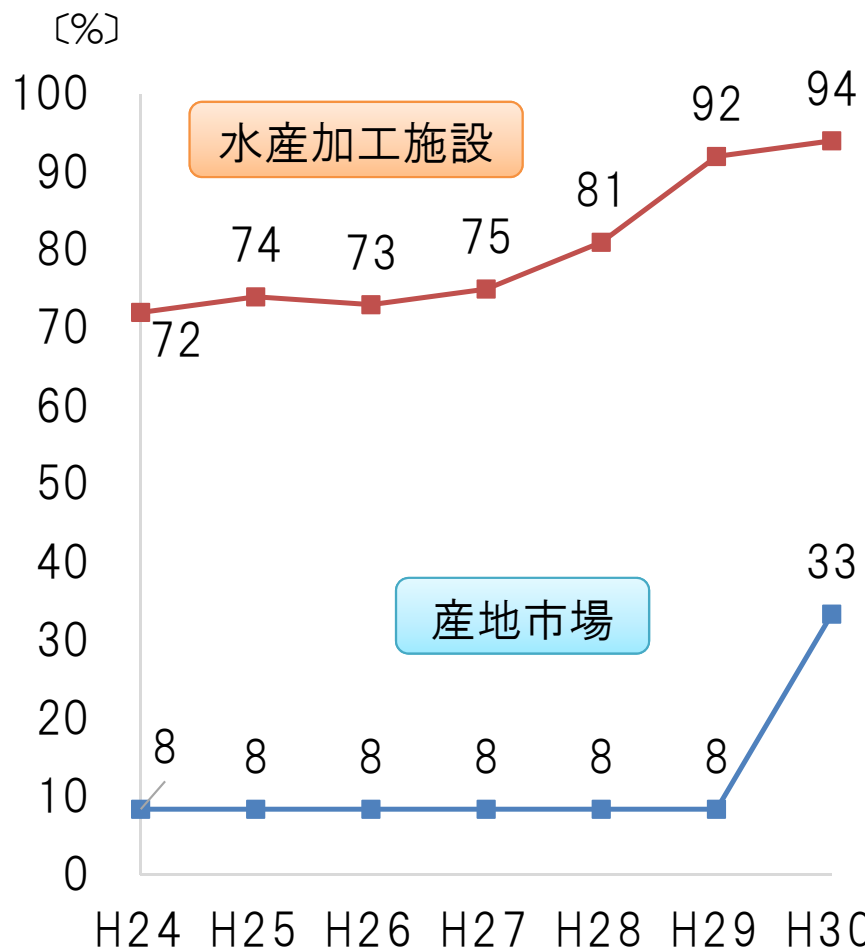
※1 各年の隻数は3月末時点。H25の復旧隻数はH24を含む。

※2 平成29年度末時点。福島県庁聞き取り(推定値)

4 加工流通施設

・再開を希望する水産加工施設の9割以上が業務再開。

（%）福島県で被害があった産地市場（12施設）及び再開を希望する水産加工施設（143施設）の業務再開状況



業務再開した水産加工施設(施設)※1	106	112	113	115	122	132	134
業務再開した産地市場(施設)※2	1	1	1	1	1	1	4

※1 各年の数字は12月末時点(H30を除く)。H30年は9月末。

※2 各年の数字は、H24年が4月末、H25年が12月末、H26年以降は2月末時点。

2. 漁港、漁港海岸の復旧について

- 平成29年度に、被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復。
- 平成31年3月末現在、被災した漁港、漁港海岸の9割以上が復旧済。

施設名	被災漁港数	陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港	被災した漁港施設の復旧状況
漁港	10	10漁港(100%)	151施設中145施設完了(96%)

施設名	被災海岸数	着工済の漁港海岸	完了済の漁港海岸
漁港海岸	21	21海岸(100%)	20海岸完了(95%)

漁港復旧の事例～松川浦漁港（福島県相馬市）～

復旧の概要

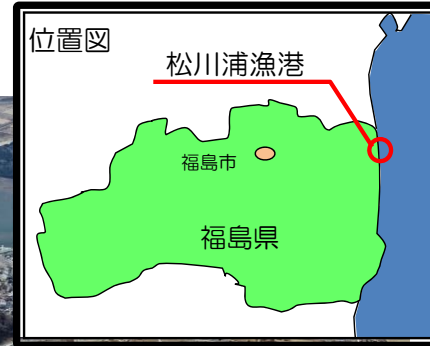
- 平成29年3月に、被災した岸壁は全ての復旧が完了済。
- 防砂堤等については、平成30年7月に復旧完了。

～本復旧工事の実施状況～

岸壁の被災



岸壁の復旧

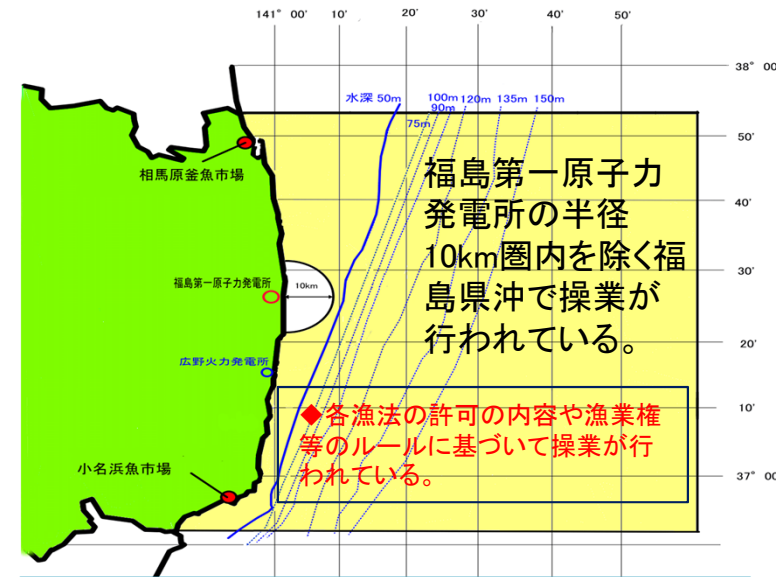


3. 漁業再開に向けた取組

○ 本格操業の再開に向けては、水揚げ拡大と販路回復の両立が必要であり、「試験操業・販売」の拡大や福島県内への水揚げ回復を目指す取組に対し、必要な支援を継続。

1. 試験操業・販売

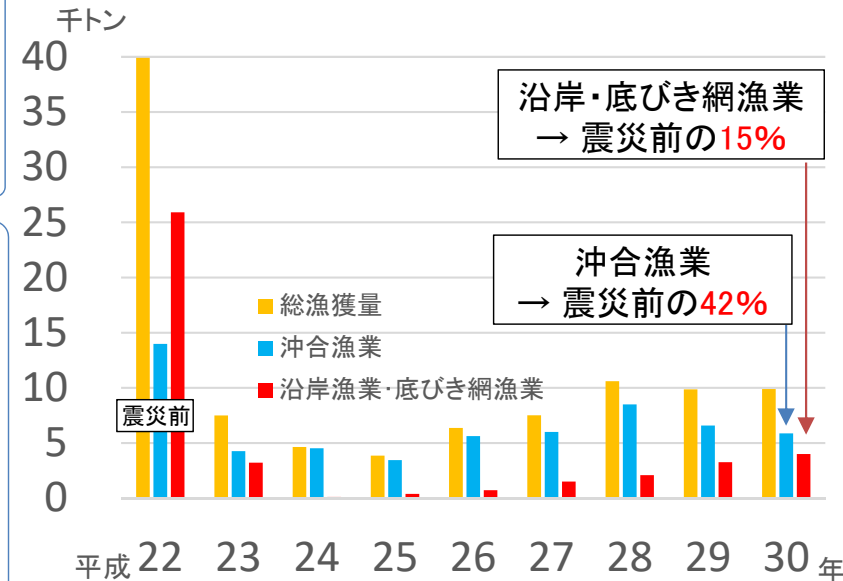
- 福島県沖における操業自粛が長期化する中、平成24年2月下旬に福島県漁連が福島県地域漁業復興協議会を設置。平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い種について、国の基準よりも厳しい自主基準で出荷管理することを柱とする「試験操業・販売」を実施。
- 放射性物質の検査結果に基づき、これまで順次対象種を追加するとともに操業海域を拡大。
- 令和元年8月末現在、震災前に行われていたほぼ全ての漁業種類において、出荷制限魚種(2種)を除く全ての魚種を対象に操業を実施。



「試験操業」海域(令和元年8月末現在)

2. 水揚げの状況

- 「試験操業・販売」を行う沿岸漁業・底びき網漁業については、水揚量は震災前(平成22年:25.9千トン)の15%(平成30年:4.0千トン)と低水準。
- 沖合漁業については、震災後は他県での水揚げが中心であり、県内での水揚量は震災前(平成22年:14.0千トン)の42%(平成30年:5.9千トン)に留まる。



3. 本格操業の再開に向けた取組の状況

- 水揚げ回復が遅れている要因として、「試験操業」による操業日数等の制約、原発隣接地域を中心とした漁船復旧の遅れ、販路の不足、風評被害等があり、本格操業の再開に向けては、水揚げ拡大と販路回復の両立が必要。
- 「試験操業・販売」を行う漁業者について、流通業者の需要を踏まえつつ操業を拡大することで、水揚量の震災前の5割以上への回復を目指す取組や、沖合漁業について、福島県への水揚げ回復を図る取組の検討が行われており、必要な支援を継続。

福島県の水揚げ量の推移(属地)

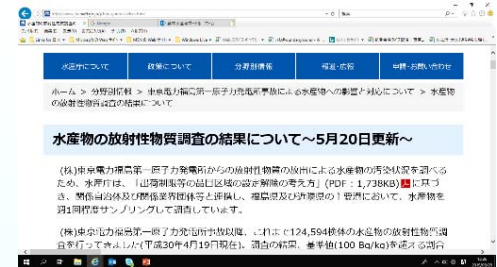
4. 水産物の放射性物質調査及び風評被害対策について

- 福島県においては、原発事故直後の平成23年度では、現在の基準値（100Bq/kg）超過割合は海産種で約35%、淡水種で約32%と高かったものの、時間の経過とともに割合は減少傾向を続けており、特に海産種においては、直近では3年10ヶ月ぶりに基準値超過が1検体検出（平成31年1月）されたのみ。
- 令和元年8月末において海産種2種、淡水種10種が出荷制限（又は採捕自粛等）の対象。

- 福島県においては、これまで福島第一原子力発電所の事故との関係で様々な風評被害が発生しており、これに対する対策がとられてきている。



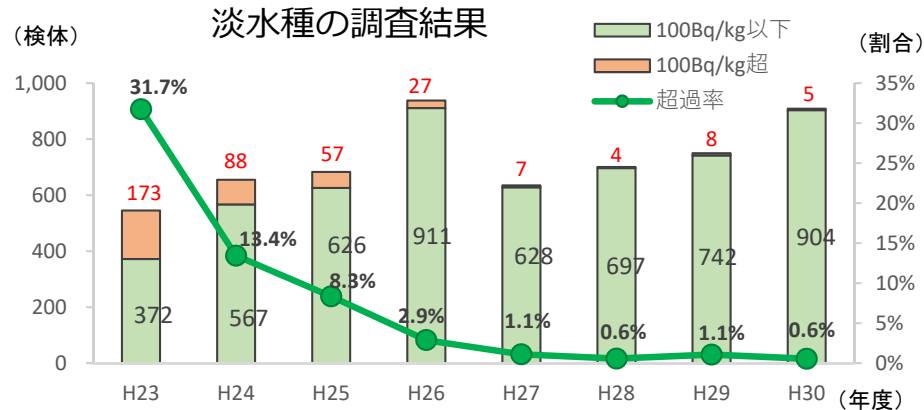
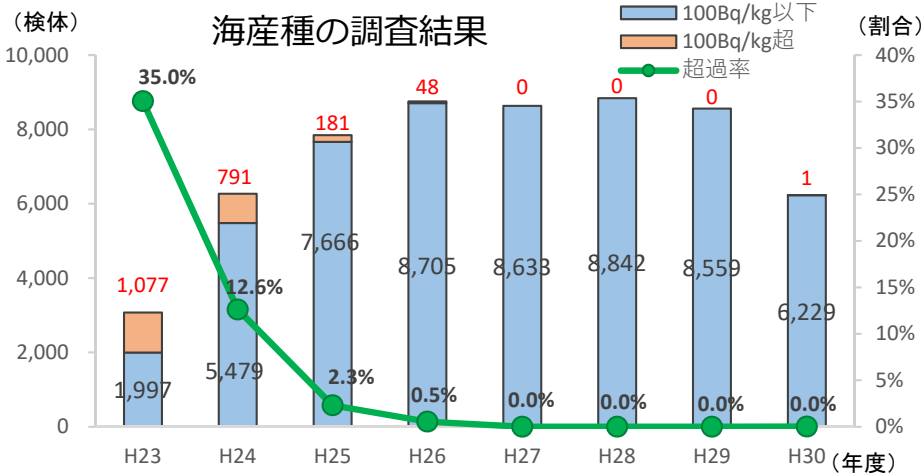
- 平成23年3月より、我が国の水産物の安全性に係る情報を水産庁ホームページに掲載し、正確でわかりやすい情報提供を実施。我が国水産物の調査は毎週更新。Q&A等は日本語及び英語で年に1回程度更新。



- 「水産物の放射性物質検査に係る報告書」をとりまとめるとともに、英語版も作成・公表。また、国立研究開発法人水産研究・教育機構等と協力して、一般消費者向けのなじみやすいパンフレット（放射能と魚のQ&A、知ってほしい放射性物質検査の話）も作成・毎年更新し、消費者等への説明に活用。



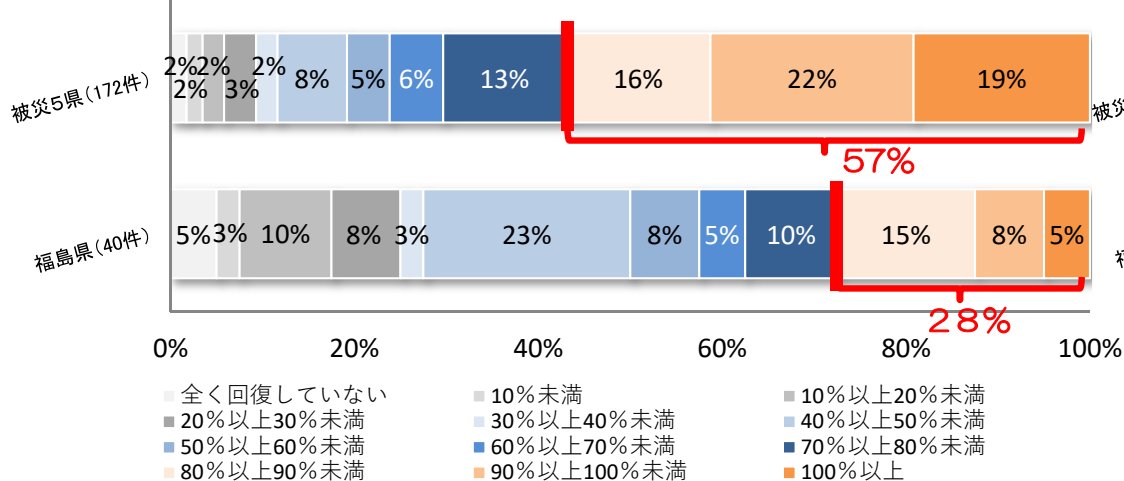
- 消費者、加工業者など様々な関係者に対して、説明会やセミナー等を実施。（平成31年3月31日現在で計135回）



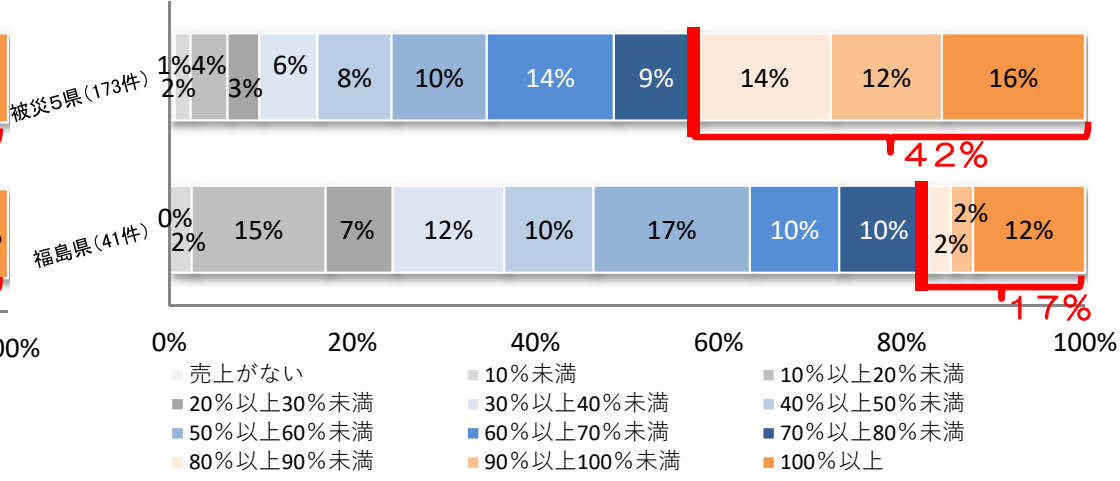
5. 水産加工業の復旧・復興について

○ アンケートの結果によれば、福島県の水産加工業者のうち、生産能力が8割以上回復した事業者は28%である一方、売上が8割以上回復している事業者は17%に留まっており、売上の回復が課題。

■ 生産能力の回復状況



■ 売上の回復状況



資料：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第6回）」（平成31年3月）

■ 福島県産水産物の風評払拭・販路開拓に向けた支援

水産加工の第一線の現場で活躍する者を復興水産販路回復アドバイザーとして任命。被災地水産加工業の販路回復に資するアドバイスを実施。

アドバイザーによる個別指導を踏まえ必要になった、新商品開発や省力化・省人化のための機器整備を支援。

訪日外国人客の多い外食店での福島県産水産物の提供を支援し、安全性とおいしさをPRし、SNS等を通じ魅力を発信。

福島県産水産物の消費地における供給ルートを拡大するため、大型量販店において、福島県産水産物の魅力や安全性を説明しながら常設販売。

水産加工業の販路の開拓を目的として、「東北復興水産加工品展示商談会」を開催。更に、3大都市圏をはじめ大都市圏での展示商談会を開催。

水産現場の実情と魅力を映像化し、福島県産水産物を提供する外食店や大型量販店、電車内ビジョン等で広くPR。

6. 今後の対応

- 漁港及び漁港海岸の復旧は復興・創生期間内に終了予定。しかし、福島県内の水揚量は、沿岸漁業・底びき網漁業においては2割程度、沖合漁業では4割程度に低迷。
- 福島県の水産加工業者のうち、売上が8割以上回復している事業者は17%に留まっている。
- 東電福島第一原発のトリチウム水問題に加え、本年4月のWTO上級委報告書を受け、浜の漁業者の不安は増大。
- これらを踏まえ、以下の対応が今後も必要。

I. 水揚げの回復・漁業再開に向けて

- ・ 漁場のがれき撤去について、福島第一原子力発電所周辺海域におけるがれき撤去及び専門業者が行う大型がれきの撤去を支援。
- ・ サケ、アワビ等について、種苗生産体制が整うまでの間における、他海域の種苗生産施設等からの種苗確保、自県での種苗生産の取組等について支援。
- ・ 漁船復旧については、原発隣接地域を中心として復旧が遅れている被災漁業者の要望を踏まえ、引き続き復旧を支援。
- ・ 共同利用施設の整備については、復興・創生期間内の事業完了を目指しつつ、引き続き復旧を支援。
- ・ 「試験操業・販売」については、**流通業者の需要を踏まえた段階的な操業の拡大**、沖合漁業については、県内水揚げの回復に向けた取組を支援。

II. 水産加工業の復興に向けて

- ・ アドバイザーによる個別指導や販路開拓に繋がる商談会の開催、新商品開発などの取組に必要な機器整備について継続的な支援が必要。
- ・ 労働力不足が解消していない中で、**省力化・省人化に向けた選別、包装等の機器の導入**支援も必要。
- ・ 関係省庁と連携して、外国人技能実習制度や特定技能制度を通じた水産加工業への外国人材の受入れを適切に実施。

6. 今後の対応

Ⅲ. 風評被害払拭に向けて

- ・ 水産物モニタリング調査を継続支援。環境と水生生物との間の放射性物質の挙動等の調査を実施。
- ・ モニタリング調査結果のHP掲載の随時更新や説明会の開催等、消費者等に対して正確でわかりやすい情報発信を実施。
- ・ 福島県農林水産業再生総合事業により、水産エコラベル認証取得及びPR活動、高鮮度流通の実証試験、販路開拓等を支援。
- ・ 状況に合わせて効果的な手法を取り入れながら、引き続き、福島県産水産物の風評払拭・販路開拓に粘り強く取り組む。

Ⅳ. 新たな事態への対応

- ・ 本年4月のWTO上級委報告書等の新たな事態に対処しつつ、本格操業が可能となる状態を目指し、新たに次の対策を講じる。
 - ① 漁業者と買受人との情報共有の場を設置し、両者の話し合いにより生産目標を設定すること等を通じて、福島県産水産物の安定供給体制を構築することを支援する。
 - ② 販路の回復状況や諸外国・地域の輸入規制の状況、風評被害の程度等を見極めつつ、多様なメディアを活用し、国内外に向けて福島県産水産物の安全性や魅力を発信する。